

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者（地域包括支援センターもろえ）の概要

名称 金沢市地域包括支援センター もろえ
 所在地 金沢市沖町ハ-15
 介護保険事業者番号 1700100074
 連絡先 TEL 076-293-5084 FAX 076-293-5078
 代表者氏名 安居 利晃
 サービス提供地域 金沢市：諸江地区、浅野川地区、川北地区

2 事業者（地域包括支援センターもろえ）業務日及び業務時間

営業日 平日（月曜日～金曜日）
 休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

3 事業者（地域包括支援センターもろえ）の職員体制等

センター長 安居 利晃（JCHO 金沢病院 病院長）
 事務部長 小西 治久（JCHO 金沢病院 事務部長
 兼 同病院附属介護老人保健施設 副施設長）
 保健師 常勤 1 名
 社会福祉士 常勤 2 名
 主任介護支援専門員 常勤 1 名
 認知症地域支援推進員 常勤 1 名
 介護支援専門員 常勤 1 名
 事務担当職員 非常勤 1 名

4 利用者負担金

利用料	<p>【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係る費用は介護保険から全額給付されるので、自己負担金はありません。ただし、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、事業者にお支払いください。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所の窓口申請していただくと、払い戻しされる場合があります。</p> <p>【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）】 ケアマネジメント作成に係る費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。</p> <p>【初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）】 ケアマネジメント作成に係る費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。</p>
その他 の費用	<p>事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、サービス提供地域外への訪問・出張をする際には、その交通費等の実費について支払が必要となる場合があります。</p>

5 サービス方針等

(1) 事業の目的

要支援状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(2) 運営方針

- ① 介護保険法令を遵守し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう配慮します。
- ② 公正中立な介護予防支援事業等の提供に努めます。
- ③ 金沢市、各地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者等各種介護サービス事業者並びに地域の各種団体との連携に努めます。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みからサービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、利用申込者に所定書類に必要事項を記載してもらい、市に届け出ます。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、所定のアセスメント事項により利用者と家族に対しアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。
5. 介護予防支援会議の開催	介護予防支援会議の開催により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な助言を受けます。 ※短期集中型サービス（運動器機能向上）の場合のみ
6. サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について内容の検討、利用者等の意向確認を行い、ケアプランの決定を行います。
7. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書を利用者又は家族に交付します。
8. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
9. モニタリング	原則3ヶ月に1回（要件を満たす場合は6ヶ月に1回）は利用者宅を訪問して面接します。それ以外の月は電話等で利用者と接触し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴収。
10. 評価	原則3～6ヶ月に1回、計画の達成状況について評価を行います。
11. 介護報酬の請求	介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

7 相談窓口・苦情相談

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

金沢市地域包括 支援センターもろえ	TEL 076-293-5084 FAX 076-293-5078 苦情責任者 小西 治久 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(平日)
----------------------	--

以下の公的機関においても苦情申出等ができます。

金沢市福祉局介護保険課	所在地 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL 076-220-2264 FAX 076-220-2559 対応時間 午前9時00～午後5時45分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情110番)	所在地 金沢市幸町12番1号(石川県幸町庁舎) TEL 076-231-1110 FAX 076-231-1601 対応時間 午前9時00～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 金沢市本多町3丁目1番10号 (社会福祉法人石川県社会福祉協議会内) TEL 076-234-2556 FAX 076-234-2558 対応時間 午前9時00～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※石川県国民健康保険団体連合会及び石川県福祉サービス運営適正化委員会は、介護予防支援に関する苦情のみ対応となります。

8 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます。

① 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	小西 治久
---------	-------

②虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底しています。

③職員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的に行っています。

④サービスの提供中に、養介護施設従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたとと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤虐待防止のための指針を整備しています。

9 身体的拘束等廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人又は家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。